

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

平成28年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 従業員等が勤務先等に対して扶養親族申告書等を提出する場合において、その勤務先等が過去に提出を受けた扶養親族申告書等に基づきその従業員の個人番号等を管理しているときは、その2回目以降に提出する扶養親族申告書等には、その帳簿に管理している個人番号の記載を要しないこととする。
- (2) 特別徴収税額通知に代えて通知事項を提供することができることとする電子情報処理組織を使用する方法について、その細目を定める。
- (3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する一定の倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる倉庫の要件のうち対象システムの内容、到着時刻表示装置及び特定搬出用自動運搬装置の細目を定める。
- (4) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税における譲与基準及び自動車取得税における交付金の交付基準として、道路の延長・面積に人口密度に応じた補正係数を乗じた数値を用いているが、平成二十七年の国調において、避難指示区域を含む市町村で立ち入りが制限された区域があることにより、当該調査における人口が0又は著しく減少することとなる市町村について、平成二十二年の国勢調査の数値に住基人口の変動率を乗じた数値を用いることとする。

3 施行期日

原則として平成28年4月1日から施行する。